

平成27年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成27年 3月 5日

閉 会 平成27年 3月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月5日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川崎幸治君
代 表 監 査 委 員	武井昭夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番	山 舘 清 剛 君
2 番	藤 田 修 一 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 報告第 1 号 平成 26 年度蓬田村一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分について

第 6 議案の上程

議案第 1 号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

議案第 2 号 蓬田村火入れに関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3 号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例案

議案第 5 号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案

議案第 6 号 蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第 7 号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 8 号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第 9 号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第 10 号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

議案第 11 号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第 12 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に

- 係る入所定員数等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 1 3 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 1 4 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 1 5 号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 蓬田村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 7 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 1 8 号 村有財産の処分変更の件
- 議案第 1 9 号 蓬田村道路線の認定の件
- 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 8 号）案
- 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 7 議案第 1 号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 2 号 蓬田村火入れに関する条例の一部を改正する条例案

- 第 9 議案第 3 号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 10 議案第 4 号 蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 5 号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案
- 第 12 議案第 6 号 蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 第 13 議案第 7 号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 8 号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第 15 議案第 9 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 16 議案第 10 号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案
- 第 17 議案第 11 号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 18 議案第 12 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 19 議案第 13 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 20 議案第 14 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 21 議案第 15 号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第 22 議案第 16 号 蓬田村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 23 議案第 17 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 24 議案第 18 号 村有財産の処分変更の件
- 第 25 議案第 19 号 蓬田村道路線の認定の件
- 第 26 議案第 23 号 平成 27 年度蓬田村一般会計予算案
- 第 27 議案第 24 号 平成 27 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

- 第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 7 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 7 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 3 3 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 第 3 4 請願第 2 号 米価対策の意見書を求める請願

午前9時42分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成27年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番山館清剛君、2番藤田修一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。

議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月10日までの6日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月10日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月3日に行われた出納検査の結果、資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、外国人に参政権を与える条例等の策定をしないことを求める要望書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

平成27年蓬田村議会第1回定例会に当たり、新年度の施政方針を申し上げます。

まずは、村民の皆様、村議会議員の皆様には、平素、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに深く感謝と敬意を表する次第でございます。

初めに、最近の社会経済情勢につきまして、若干申し述べさせていただきます。

安倍内閣のいわゆるアベノミクスによる経済推進により、東京圏などの大都市を中心として大企業の経営状況が上向くなど、経済の好循環が言われております。一方、我が県などの地方都市においては、円安や消費税増税の影響により景気回復には至っていない実情にあると報道されております。

国においは、昨年12月の衆議院議員総選挙後、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を決議し、その対策に補正予算を計上し、現在、地方においてその実施に向けた作業が行われているところでございます。

この補正予算の背景には、地方の消費を喚起して地方の景気浮揚を図る目的がございます。本村においては、本年3月中旬に議決を得るべく、村議会に補正予算を提案する予定としております。

ところで、平成26年5月に元総務大臣の増田寛也氏を座長とする日本創生会議の人口減少問題検討分科会が「消滅可能性都市、896」という形で公表し、衝撃を受けた方が多かったかと思えます。この報告書では、25年後の2040年に蓬田村は20歳代から30歳代の若年女性人口、この変化率がマイナス71.3%になり、人口は1,893人と予想されて、消滅可能性市町村に含まれております。

これを裏づけるがごとく、平成25年3月に策定しました第3次蓬田村総合計画の中で、2,015年の蓬田村の人口は3,151人と推計しておりますが、2,015年1月末、ことしの1月末の現在では3,037人であり、推計値との差はマイナス114人となっております。前記、この報告書が現実味を帯びていることに、さらに衝撃を受けたところでございます。

また、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）などの自由貿易ルールをめぐる動きが活発化しておりまして、加えて規制改革論として農協・農業委員会改革などの農業を

取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。これらの諸課題を解決すべく、新たな農業・農村政策が打ち出されておりますが、蓬田村版の農業ビジョンの策定が急がれるところでございます。

また、広域行政にかかわる課題としまして、北海道新幹線の開業が平成28年3月に予定されております。青森県では北海道南部を含む津軽海峡圏域の交流を活発化させることによって地域経済を活発化させようとしておりますが、本村では商工観光の基盤整備が脆弱でございまして、十分に対応できる状況にはありません。

このような状況を踏まえまして、次に平成27年度の基本方針と主要施策について述べさせていただきます。

まず、第1に、人口減少・少子化社会対策を推進いたします。

国は、平成26年12月に人口減少克服・地方創生への取り組みとして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、披露いたしました。

地方公共団体には人口ビジョンと戦略会議の設置を努力義務といたしましたが、やる気のある自治体等に対して国が情報、人的、財政的支援を行うとしており、我が村においても第3次蓬田村総合計画と整合性をとりながら総合戦略を一体的に策定しなければならないと考えております。

このためには、定型的な業務をはみ出した異次元の発想が求められておりまして、5年後、10年後の数値目標がさらに求められます。戦略会議には村民や第三者のご意見、ご協力が不可欠であります。第3次蓬田村総合計画との整合性については、政策や目標数値を検証し、その達成のため着実に基本計画を実行する必要があります。

基本計画の実施に当たっては、下位計画としての実施計画のP D C A、すなわち計画、実行、チェック、行動を行いながら計画内容を絶えず見直し、ローリングして目標数値を達成するよう努力していかなければなりません。

第2に、第一次産業の将来ビジョン計画の策定が急務でございます。

特に、農業政策においては、平成26年度から新しい農業政策が実施され、国の農業政策が平成30年度で大きく変わることが公表されております。農業法人化など、農業経営のあり方や転作作物の選定など、本村農業の5年後の姿を地域一体となって模索しなければいけません。また、農協・農業委員会改革の規制改革に対する対応とともに、この問題は避けて通れない課題でございます。

漁業振興においては、ホタテガイ養殖残渣処理施設の効率的な運営によって経営コストの削減を図る必要があります。また、密漁対策は犯罪防止とともに漁業者の収入減少にかかわる問題であり、早急に対応すべきものでございます。さらに、第一次産業の振興を基本とする我が村において、6次産業化を早期に進める必要がございます。このためには地域資源を見直し、事業主体として既存の企業、団体による事業拡大や新規起業者の掘り起こしを推進するものでございます。

第3に、情報通信網の整備と観光産業の育成を図ります。

昨年度から光通信施設整備事業を実施しており、本年7月から供用開始できる予定となっております。住民生活の質的向上、地域活性化での活用、行政・教育分野での活用が予定されています。さらに、観光施設整備や観光物産開発を進め、光通信を活用した観光案内や販売網の構築に努めてまいります。

第4に、村民の健康と地域福祉づくりに対する取り組みでございます。

未来を担う子供たちが健やかに育ち、高齢者や障害者が地域の人たちと住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の向上に取り組んでまいります。

これまでの少子化対策をさらに効果的に推進するため、本年度からスタートする「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の充実に努めてまいります。

また、介護保険法の改正により、要支援認定者の訪問介護、すなわちホームヘルプサービスと通所介護、デイサービスが地域支援事業に移行されますので、経過措置期間の平成29年3月までにスムーズに移行できるように準備を進めてまいります。

さらに、健康で自立した日常生活をできる限り長く行うためには健康寿命の延伸が重要な課題となっています。基本健診、特定健康診査では受診率が低く、健康保持に対する関心が希薄になってきているものと考えられます。また、青森県では平均寿命が全国最下位であるということから、短命県返上キャンペーンを実施中であり、本村においても村民の健康維持と健康寿命の延伸を目指して体制整備を行うものであります。

第5に、消防防災体制の充実を図ります。

非常備消防団の報酬及び手当を見直しし、待遇改善を行うとともに、装備の充実を図ります。また、地域防災組織の設立と育成に努め、各地区の住民の安心・安全の確保に努めてまいります。

第6に、職員資質の向上と行財政の健全運営に努めます。

職員研修への積極的な参加を推進し、平均28年4月からの人事評価制度導入に向けた

試行を実施して職員資質の向上を図るとともに、行政改革実施計画を策定し、より効率的な行政運営を図ります。また、青森県内で未実施の市町村が我が村だけとなった戸籍事務の電算化を導入し、村民の窓口サービスの向上を図ります。

財政の健全化につきましては、中長期的な財政計画に基づき、財政運営の充実強化を図るとともに収入確保に努め、基礎的収支バランスの確保を図ります。

これらのほかに公営住宅の建設、教育におけるICT、すなわち情報技術の活用促進など、諸般にわたり重要施策が計画されておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上が、私が目指す行政課題に対する基本方針と主要施策でございます。

最後となりましたが、蓬田村の発展・振興は行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様、村民の皆様の連携が不可欠でございます。どうか、村議会議員初め、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。

続きまして、平成26年12月定例会後の主なる行事及び会議等についてご報告申し上げます。

12月6日土曜日、蓬田村連合PTA総会がふるさと総合センターで開催され、出席をいたしました。

12月8日月曜日、横浜町議会の視察がございました。ホタテ養殖残渣処理施設の視察でございました。これに同行いたしました。

12月19日、ホタテガイ養殖残渣対策協議会が役場でございまして、これに出席をいたしました。

12月25日、広域消防事務組合の臨時会並びに広域事務組合の定例会が青森市で開催され、出席をいたしました。

1月5日、蓬田村消防団長の辞令を交付いたしました。

1月8日から1月9日まで、木曜日と金曜日でございますが、全国市町村長特別研修が千葉県幕張にございます市町村職員中央研修所で開催されました。内容は、「地方創生の現状」ということで、総務省の職員のほうから説明がありました。

1月14日、国交省青森河川国道事務所主催の地域づくり懇談会がラ・プラス青い森で開催され、出席をいたしました。

1月19日、青森県鉄道整備期成同盟会の陳情が東京都国交省で行われ、これに同行い

たしました。

1月30日、蓬田村のノボリザカタッコさんが100歳になったということで、これを顕彰いたしました。

2月の1日、消防団出初め式を挙げていただきました。

2月4日、村連合自治会の総会がよもぎ温泉で開催され、出席をいたしました。

2月の9日月曜日から2月の14日土曜日まで、青森県町村長海外研修があり、中国の香港、マカオ、上海に行っていました。

2月の15日日曜日、蓬田村ふれあい芸能発表会かふるさと総合センターで開催され、出席をいたしました。

2月16日 曜日、県町村会の総会がラ・プラス青い森でございました。これに出席をいたしました。

2月の23日、広域事務組合による奥津軽今別駅の視察がございまして、これに出席をいたしました。

2月の25日水曜日、蓬田村表彰式、教育委員会表彰式が挙行されました。これに出席をしております。

3月の2日、青森県国民健康保険団体連合会総会がラ・プラス青い森で開催され、出席をいたしました。

以上、主なるものについてご報告を申し上げます。以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第1号平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第1号、平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

歳出であります。6ページをごらんになっていただきます。

2款総務費1項総務管理費、一般管理費であります。旅費及び交際費であります。それぞれ15万円及び20万円、これについては、北海道新幹線開業に向けた取り組みでありますとか、あるいは村長が中央の研修に出たとか、そういうことから補正となったわけであります。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、6ページで総務課長から説明ありました村長交際費について伺います。今、旅費が15万円、交際費が20万円となっております。村長交際費は当初予算で60万円計上して、今20万円追加となれば80万円になるわけです。2012年度で60万円、2013年度で54万円、ことしが2014年度で80万円というふうになれば、今、ざっと説明したんですけれども、これは具体的にどのようなことに使われたのか、説明をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 全額使ったということではなくて、今後、また3月までに出そうだというようなことで一部補正した部分もございます。先ほど言いましたとおり、今般、北海道新幹線、これの開業に向けた取り組み、これ特に東郡、平内町、青森市も含めた、今別、外ヶ浜だけの問題でなくて、東郡も含めた形で一致団結してやっているというふうなことから、どうしても旅費、あるいは交際費等で、観光でいいますとdestinationキャンペーン、観光関係、全国まで広がっておりますけれども、こういう青森を売り込もうというキャンペーンとか、それらの会議、あるいは観光会議とかありますので、それらに向けてであります。具体的に、どこに出席して幾らかかったとか、これは4月からの積み重ねできていますので、専決する時点で、3月末でまた足りなくなりそうだというふうなことで補正しておりますので、今のところ80万円という、例えば交際費でありますと、80万円全額が支出されるかというようなことではなくて、そこままだそこまですべてありません。その中のちょっと具体的な中身については、4月からの一応積み重ねでありますので、ここではちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この村長交際費は実際、月ごとに公開している村もありました。きょう、調べてみたら、もう何年も前からそういうふうに、住民の皆さん、全国の皆さんに全部わかるように公開している村もあるわけです。例えば冠婚葬祭費とか、そうい

う具体的に書かれているわけですが、蓬田村でもこういう交際費の具体的な公開というものはしたらいいのではないかと思うわけですが、そういう考えというものがありますか。私たちが村長交際費について公開を求めれば、すぐ出すことができるのか、この2つについてお伺いします。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長、答弁。

○村長（久慈修一君） ただいまのご質問に対しまして、交際費の公表をする予定はあるかどうかということでありまして、公表する予定には現在はありません。村民の方が情報公開条例に基づき請求すれば、これは資料を得ることができます。ただし、個人情報に関する部分は、内容は出てきません。以上でございます。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村長が新幹線関係のことで出張をしているので交際費がかかるという話もありましたけれども、それは旅費であって、村長交際費とは違うということになりますね。冠婚葬祭費、村内の方々、例えば職員の家族の方が亡くなって、そこへ弔問したり香典をやるということは、これは明らかに交際費であって、村長が自分のお金で支払うものではなくて、それこそ村長交際費で出すべきものと私は考えます。先ほど言った旅費と交際費を別々にしてはならないと思います。

私が先ほど言った、ある村というのは、千葉県の上野村というところなのですが、インターネットでちょっと調べてみたら、毎月、順次、交際費を明細がわかるように公表しています。それを見ましても、きちんと香典とかそういうことでありまして、旅費は違いますよね。ですから、旅費と交際費を別々にして使っているという節にもとらわれましたけれども、そこをもう一度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ほかの北海道新幹線の旅費、例えば陳情に行く旅費と交際費とは別々では私、話ししているわけではありません。そういう会合が多くなりますと、例えば、たまに懇親会が開催されます。そこで例えば東京で懇親会が開催されるのに私、参

加しませんということで私も帰るわけにいきませんので参加をしてきます。ただ、それだけでふえているということではございませんので、いろいろな、例えば、議員おっしゃるように、元職員の方で亡くなった方への香典、それらについては当然公費から支出はされております。

私が申し上げましたのは、それ以外に対する、例えば青森市でどなたが亡くなって香典を出したとか、そういう条例に基づかないものについては全く個人で払っているという意味で私は答弁いたしましたので。ただ、旅費と交際費を別々で話をしているということではありません。旅費がふえますのはそういうことであります。また、あるいは交際費につきましては、いろいろな会合が多くなるとどうしても交際費も出てきますということの意味でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 議案の上程

○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。

今期定例会に提出されております議案29件を、一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成27年蓬田村議会第1回定例会の開催に当たりまして、提案いたしました議案29件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案及び議案第2号、蓬田村火入れに関する条例の一部を改正する条例案は、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第3号、蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案は、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更並びに青森地域広域事務組合への派遣職員の増加に伴い、関係条例の一部を必要が生じたため提案するものであります。

議案第4号、蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例案は、行政手続法の一部改正に伴い、蓬田村行政手続条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第5号、蓬田村税条例の一部を改正する条例案は、行政手続法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第6号、蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案は、平成26年10月14日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額を改定し、並びに住居手当に係る支給対象職員の範囲並びに管理職員特別勤務手当に係る支給事由を拡大するため提案するものであります。

議案第7号、蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案は、粗大ごみ処理手数料を徴収するために、改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第8号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するために提案するものであります。

議案第9号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い、提案するものであります。

議案第10号、蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員の確保並びに処遇改善を図るため、資格を拡充し報酬等を増額するために提案するものであります。

議案第11号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、第6期介護保険料制定及び介護保険法の改正により条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第12号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第13号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案及び、議案第14号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介

護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案は、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により介護保険法の規定が改正され、条例の一部を改正する必要が生じたために提案するものであります。

議案第15号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律の成立により介護保険法の規定が改正され、新たに条例を制定する必要が生じたため提案するものであります。

議案第16号、蓬田村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により介護保険法の規定が改正され、新たに条例を制定する必要が生じたため提案するものであります。

議案第17号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更については、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更に伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第18号、村有財産の処分変更の件は、宅分譲地の追加処分のため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議案第19号、蓬田村道路線の認定の件は、村道の路線を認定するため提案するものであります。

議案第20号、平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）案は、歳入の主なるものとして、地方交付税1億2,768万4,000円などを増額し、繰入金9,070万円などを減額しております。次に、歳出の主なるものとして、総務費2,685万7,000円などを増額しております。このほかの科目におきましても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4,137万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ30

億3,410万1,000円となるわけであります。

議案第21号、平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案は、歳入では繰入金991万1,000円を増額し、前期高齢者交付金3,150万1,000円を減額しています。歳出では、保険給付費2,100万円などを減額しております。

この結果、歳入歳出ともに2,159万円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億5,565万円となるわけであります。

議案第22号、平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案は、歳入では繰入金327万1,000円などを増額しており、歳出では総務費629万2,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに629万2,000円を増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,509万9,000円となるわけであります。

議案第23号、平成27年度蓬田村一般会計予算案は、予算総額は21億3,219万1,000円となり、前年度当初比較では1.8%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億427万7,000円、地方交付税10億9,000万円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費6,005万3,000円、歳出全体に対する構成比は2.8%となっております。総務費3億9,009万2,000円、歳出全体に対する構成比は18.3%となっております。企画費において、第三セクター貸付金3,000万円などを計上しています。民生費4億9,921万8,000円、歳出全体に対する構成比は23.4%となっております。今年度も昨年引き続き、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を計上しております。衛生費2億107万4,000円、歳出全体に対する構成比は9.4%となっております。農林水産業費1億5,969万2,000円、歳出全体に対する構成比は7.5%となっております。商工費870万9,000円、歳出全体における構成比は0.4%となっております。土木費2億9,844万7,000円、歳出全体における構成比は14.0%となっております。消防費8,752万6,000円、歳出全体における構成比は4.1%となっております。教育費2億2,503万4,000円、歳出全体における構成比は10.6%となっております。主なるものとしては、中学校費では、中学校改修工事関係費を含む7,490万円などを計上しております。災害復旧費810万4,000円、歳出全体における構成比は0.4%となっております。今年度は農業用施設災害復旧工事費を増額しております。公債費1億9,209万4,000円、歳出全体における構成比は9.0%となつて

おります。予備費214万6,000円、歳出全体における構成比は0.1%となっております。

平成27年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成27年度も、引き続き全庁一丸となって各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費については、できる限りの削減を目指しております。

そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げます。

次に、議案第24号、平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案は、予算総額は2,322万円となり、前年度比較では25.0%の減額となります。

歳入では、給食費負担金1,097万6,000円、一般会計繰入金1,222万4,000円が主なるものであります。歳出では、総務費1,152万5,000円、給食費1,169万5,000円となっております。

議案第25号、平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案は、予算総額は5億1,417万7,000円となり、前年度比較では9.8%の増額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税8,623万8,000円、国庫支出金1億4,451万4,000円などであり、歳出の主なるものは、保険給付費2億8,998万円などとなっております。

議案第26号、平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案は、予算総額は1億520万5,000円となり、前年度比較では0.4%の増額となっております。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,296万3,000円、繰入金5,223万1,000円などであり、歳出については、総務費1億520万5,000円となっております。

議案第27号、平成27年度蓬田村介護保険特別会計予算案は、予算総額は4億7,439万2,000円となり、前年度比較では16.5%の増額となっております。

歳入の主なるものは、保険料8,176万9,000円、支払基金交付金1億3,240万1,000円などであり、歳出の主なるものは、保険給付費4億2,490万9,000円、地域支援事業費2,592万8,000円などとなっております。

議案第28号、平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案は、予算総額は1,482万

5,000円となり、前年度比較では25.4%の減額となっております。

歳入の主なるものは、宅地造成地売払収入1,460万9,000円などであり、歳出については、一般会計への繰出金1,314万9,000円などとなっております。

議案第29号、平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は8,620万4,000円となり、前年度比較では3.8%の減額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,510万8,000円、繰入金7,094万円などであり、歳出の主なるものは後期高齢者医療広域連合納付金7,421万3,000円などがあります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

日程第7 議案第1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第1号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第1号、蓬田課設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村課設置条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村課設置条例の一部の改正であります。別表中「広域消防事務組合」を「青森地域広域消防事務組合（消防関係）」に改める。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 蓬田村火入れに関する条例の一部を改正する条例
案

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第2号蓬田村火入れに関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第2号、蓬田村火入れに関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村火入れに関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村火入れに関する条例の一部であります。第15条中「青森地域広域消防事務組合」を「青森地域広域事務組合」に改める。以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第9 議案第3号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第3号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第3号、蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更並びに青森地域広域事務組合への職員派遣の増加に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村職員定数条例の一部を次のように改める。

第2条第6号の関係ですありますが、「青森地域広域事務組合 8人」と改めるものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第4号蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例

案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第4号、蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例案。

蓬田村行政手続条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、行政手続法の一部改正に伴い、蓬田村行政手続条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

蓬田村行政手続条例の一部を改正する条例なんですが、目次中「第4章 行政指導（第30条－第34条）」を「第4章 行政指導（第30条－第34条の2）及び第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改めるものであります。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第5号蓬田村税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 議案第5号、蓬田村税条例の一部を改正する条例案についてであります。

提案理由といたしまして、行政手続法の一部改正に伴い、蓬田村行政手続条例の一部改正により蓬田村税条例の第4条の一部を改正する必要があるため提案するものであ

ります。

改正内容については、次のページのとおりです。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第6号蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第6号、蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、平成26年10月14日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額を改定し、並びに住居手当に係る支給対象職員の範囲並びに管理職員特別勤務手当に係る事由を拡大するため提案するものがあります。

次のページをお開きいただきます。

一部改正の内容といたしまして、4行目ではありますが、第16条の第1項及び第2項の関係ではありますが、該当する管理職員に特別勤務手当を支給するという部分であります。

内容については、（１）、（２）に定められているとおりであります。額については、

2のほうで額を定めております。

それと、次のページ、行政職給料表（一）からありますが、これについては今回、給料額改定になる部分であります。

最後のページをお開きいただきます。

この条例については、27年4月1日から施行する。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省吾君。

○5番（久慈省吾君） 条例を改正すれば何名、この改正にはまった職員の数になるのか、わかりますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 給与の改定だけでよろしければ、行政職給料表（一）の1号以降の部分です。給料については全職員が対象でありますので、これの改定になった部分については、2%減の給料表であります。

先ほど国でいいました対象者といいますと、給料については全員が対象になりますので。以上であります。

○議長（木村 修君） 5番久慈省吾君。

○5番（久慈省吾君） 管理職特別勤務手当というふうになっているので、その当事者がどのくらいになるのかというのをお答えいただければよろしいんですけども。

○議長（木村 修君） 総務課長、答弁。

○総務課長（坂本 亮君） 担当課の課長ですので、緊急で出る、例えば建設課、あるいは産業振興課、あるいは総務課、住民課でいいますと戸籍等についても緊急で出る場合があるかと思うんですが、そういう課の課長、管理職員が対象だというふうに思われます。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第13、議案第7号蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐井邦彦君) 議案第7号、蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開きください。

5行目の5 粗大ごみの一般廃棄物の処理手数料を新たに下の表のように、「1個につき300円」とすることを追加するというごさいます。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。2番藤田修一君。

○2番(藤田修一君) この廃棄物の処理に関しては、この条例の改正とは直接関係ありませんけれども、このたび何かごみの出し方が変わったというふうなことで、村民の方が非常に混乱しているという、私もそのチラシを見ましたけれども、さっぱり意味がわからないというふうなことで非常に問題があるのではないかなと。そこら辺で今後、詳しく、今回変わった点を周知する必要があるのではないかと。例えば、出し方の講習会みたいなのを開いて具体的に、そうすればどうすればいいんだというふうなことで、文書じゃなくて、実際こういうふうにすればいいんですよというふうなことをやる必要があるんじゃないかなと思いますけれども、答弁願いたいと思います。必要があると思いますけれども、どう思いますか。

○議長(木村 修君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐井邦彦君) 皆様ご存じのとおり、3月から青森市の新しい処分場が開始しまして、それで今までと違う点は、燃えるごみが40センチ未満と40センチから60センチの燃えるごみ、二通り扱うことで、3月に入ってから、40センチから60センチの燃えるごみについて、週の初めのほうの月、火にそれをやって、従来どおり木、金に

今までどおりの燃えるごみを出してもらうように3月からやっています。そして、2回ほどチラシで、回覧で皆さんに周知したつもりなのですが、何かいろいろ行き届かない点もあって、いろいろ今、考えているところなのですが、とりあえず3月はそういうふうに行っていくということで、やっぱりやってみた結果、1週間近くたちますが、40から60に対しては思ったより以上にそのごみが出されていないということで、来月に入りますと改めて4月からのごみカレンダーが出るのですが、それにあわせて、40から60については毎週でなくて月に1回やると。要するに、あとの3週もしくは4週は今までどおりの2週間に2回、燃えるごみを今までどおり出す方向で考えています。説明会については、今のところ考えていません。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、40から60というふうなお話でしたけれども、私もあんまりごみ出したことないので、私だけがわからないのかもしれませんが、果たしてその40から60というのは、ごみ袋の大きさなのか、それともごみ1個、袋に入った1個の大きさなのか、その辺が非常にわかりにくいというふうに思います。そこら辺を私も聞かれば答える必要がある、役場に行けというふうなこともできませんので、答える必要があるのではないかと思いますので、その40から60というのは、ごみ1個の大きさなのか、それとも袋の大きさなのか、そこら辺をもう一回答弁願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） ごみ1辺の長さです。長さが要するに40センチ、一番長いところで、縦、横あるんですけども、長いところで40から60、そういうごみもこういうふうに指定して講習会でやったんですけども、40から60のごみの長さ、一番長い辺の長さがその大きさです。以上です。

○議長（木村 修君） 2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ごみの大きさというふうなことでしたけれども、そうすれば具体的に40から60センチというふうなことで、55センチのものを袋に入れたと。そうすれば、それでごみ袋の大きさが70センチになったと。ごみ袋の大きさが70に……、「袋じゃなくて、ごみそのものの大きさ」の声あり）1個1個の……、「1個1個のです」の声あり）」ということは、そうすれば、もう一度聞きますけれども、袋に入って、その袋を破いて大きさを見るということになるわけですか。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、藤田議員が質問したのは、この条例と何も関係ない質問しているんだよね。1個、300円取るということは、今までは取らなかったということなのですけども、粗大ごみ、しょっちゅう集めていないので、これ定期的に集めるということなのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今までは粗大ごみは村では集めていませんでした。それで、新年度から年に1回はそういうふうを集めて、（「1回」の声あり）今のところ1回の予定ですけども、そのときに1個について300円をもらうということであります。（「この40センチ、60センチ」の声あり）それは60センチ以上になります。60センチ未満であれば今までどおりのあれで……。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第8号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一

部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

- 健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第8号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案。

蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開きください。

4行目の第3条第2項第6号中のかぎ括弧、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律」を一部改正により次のかぎ括弧、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と名称を変更したために改正するものであります。以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

- 議長（木村 修君） 日程第15、議案第9号蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（柿崎真人君） 議案第9号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由でございますけれども、健康保険法施行令の一部を改正する法律の施行に伴

い、条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

3行目、第6条第1項を表記のとおり改正しておりますが、これは出産一時金を改正するためのものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 3万円を1万6,000円に改めるとありますけれども、今までこの加算金の3万円を支給している事例というものはあるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） この3万円は、医療機関、医療事故が、お子さんの脳性麻痺、そういうので生まれてきた場合の、後日、その子供たちが物すごく医療費がかかるのですよ。そのための医療機関が掛けるこれが保険です、3万円というのは。それで、最近、医療技術も何かよくなったらしくて、その事故が少なくなったということで1万6,000円に減額されたということです。以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それじゃ、今まで出産手当で39万円が40万4,000円になるということと、この3万円が1万6,000円に減らされるということになると、金額はどちらも、足せば42万円で、ほとんど同じ金額で、何か。ふだんは1万4,000円多くもらえるのでいいのですけれども、何か自分たちは腹を痛めないでいるという感じになるわけですね。ちょっと納得いかないのですが。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 役場からは要するに42万円は支払うわけです。その中で、今まで医療機関のほうでそのうちの3万円については保険料として医療機関が保険のほうに支払っていたのですけれども、それが1万6,000円になったわけでありまして。ですから、被保険者には多くまず回るといような形にはなると思います。

○議長（木村 修君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

- 議長(木村 修君) 日程第16、議案第10号蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長(坂本 亮君) 議案10号、蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案。

蓬田村消防団条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由としまして、消防団の確保並びに処遇改善を図るため、資格を拡充し報酬等を増額するために提案するものであります。

次のページをお開きいただきます。

3行目については、「住居する」を「住居し、又は勤務する」に改める。

その2行下であります。5、これは団長の関係であります。「補欠による任期については、前任者の残任期間とし」というふうなことであります。

その下の第12条の3項であります。出動手当、これを「1,200円」から「1,600円」、あと別表の団長以下、年額の報酬であります。このように改正すると。平均で大体25%ほど上げてございます。「団長等の補欠による任期については、前任者の残任期間とする」については、これについては27年の4月1日から適用するというふうなことになります。出動手当及び報酬については、27年の4月1日から施行するというふうなことであります。以上であります。

- 議長(木村 修君) これより質疑を行います。5番久慈省吾君。

- 5番(久慈省吾君) 今、総務課長から条例改正の公表をいただきましたけれども、当村の消防団のこれを見ると、出動手当等は納得いくものの、年間の年報酬、これが1万円から1万2,000円に2,000円上がったというふうに解釈いたしますけれども、以前、私、去年の6月に一般質問で消防団の処遇改善ということで村長にお尋ねした記憶がございます。そのときに条例の金額を見て、それはなぜそういう金額になるのかというお尋ね

のとき、近隣の町村に歩調を合わせるような、そういう答弁があったと思うんですけども、これでいけば1万円を1万2,000円に改めるということは、私たちがこれから改正をして上げる金額が、隣の外ヶ浜は既にこの金額以上の、改正前の金額がこれ以上なんですよ。改正前の金額にも届かないというのは、ちょっと問題があるのではないのでしょうか。その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今の1万円から1万2,000円ということは、団員の部分でありますけれども、これも25%上がっているわけですが、確かに隣の外ヶ浜と比べると低いのは重々、私のほうも認識してございます。いずれにしても、外ヶ浜町については、三厩、平館と合併いたしまして、比較的人口の多い、団員数も多い、その束ねる団長さんの責任等もまた重くなるでしょうし、それから平内さんについても大体外ヶ浜さんと同じぐらいか、外ヶ浜のほうがかちょっと高いのかなと思っています。

近隣といいましても、平内さんの状況を見ますと、今のところ、上げる予定はないと。一番近いところでは今別さんが私のほうと大体似通っている条文でありまして、その辺を見ながら検討してまいったわけですが、今別さんのはやっぱり今回、4月1日から上げるというふうなことになっているようであります。

話した中で、できるだけ人口の同じような近隣ということで私も見ていたけれども、もともとは外ヶ浜の旧蟹田、平館、三厩さんについても同じような額でありましたけれども、外ヶ浜さんについては去年の4月1日に上げておりました。去年の9月に4月1日にさかのぼって大幅に上げたようでございますので、平内さんをちょっと超えたかなという感じはしますけれども、そういうふうな状況で、うちの村としても一気に上げるというのはなかなかできません。そういう意味では、団員から団長までですと、その報酬額が違いますけれども、平均して大体25%ほどというようなことで今回、一応予算のほうも提案する予定であります。そういうことで、今回、この条例についても一応、近隣の町村を見ながら決定したということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（木村 修君） 5番久慈省吾君。

○5番（久慈省吾君） 総務課長から切願の意味でご理解をいただきたいという答弁がございましたけれども、ちなみに、皆さんに報告すれば隣の外ヶ浜は年報酬が一般団員で1万3,600円、1万3,700円、この辺のあたりが一気に2万円まで行ったそうです。この

たびの当村の一般団員の年報酬を1万2,000円ということですから、前回上げる前の外ヶ浜は1万3,000円台に達しているということは、そこまでも隣町の上げる、改正前の段階にも届いていない。ですから、私が今、質問したというのをご理解いただきたいと思います。

ちょっと申しわけありませんけれども、関連になるのですけれども、消防団の処遇改善というの、例えば屯所とか、そういった消防団の配備ということを考えれば、そちらのほうのふぐあいのところは役場のほうでは改善になるだろうというふうに踏まえるかどうか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 装備といいますか、それぞれ分団がありますので、装備品ということでありまして、ホース、定期的に購入する予定で考えていますし、施設についても不備がある、補修をしなければいけないところについては順次やるように一応計画はしているんでありますので、その辺でよろしいでしょうか。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第11号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第11号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、第6期介護保険料制定及び介護保険法の改正により条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページ、お開き願います。

第3条を表記のとおり改正し、また附則第6条を新たに追加するものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第18、議案第12号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第12号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、介護保険法の規定が改正され、条例の一部を改正する必

要が生じたため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

第1条を表記のとおり改め、また第5条を新たに追加するものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第19、議案第13号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第13号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、介護保険法の規定が改正され、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

5行目、目次を表記のとおり改め、また第6条第2項ただし書きから最後のページの第202条まで、それぞれ表記のとおり改めるものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第14号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第20、議案第14号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第14号、蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案。

次のように改正するものでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法の規定が改正され、条例の一部を改正する必

要が生じたため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

7行目、第7条第4項から最後のページの第86条まで、それぞれ表記のとおり改めるものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第15号 蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第21、議案第15号蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第15号、蓬田村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について。

下記のとおり制定をいたします。

提案理由といたしましては、介護保険法の規定が改正され、新たに条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

表記のとおり、第1条から第34条まで、新たに制定するものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第16号 蓬田村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第22、議案第16号蓬田村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第16号、蓬田村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

下記のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法の規定が改正され、新たに条例を制定する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

表記のとおり、第1条から第3条まで、新たに制定するものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第17号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(木村 修君) 日程第23、議案第17号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第17号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

以下のとおり変更するものとします。

提案理由といたしまして、構成団体である青森地域広域消防事務組合が平成27年3月31日をもって解散すること及び組合の共同処理する事務等の変更に伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次のページをお開き願います。

青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を下記のとおり変更するものであります。

以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 村有財産の処分変更の件

○議長(木村 修君) 日程第24、議案第18号村有財産の処分変更の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第18号、村有財産の処分変更の件。

平成13年9月7日議決のグリーンタウンよもぎた宅地分譲地の処分について、次のとおり追加したいので議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、宅地分譲地の追加処分のため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

このたび、1件、売買がありましたので、別紙のとおり報告します。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。5番久慈省吾君。

○5番(久慈省吾君) 今、売れたということだと思うんですけども、あと残りの物件がどのくらいあるか、ちょっとおっしゃってください。

○議長(木村 修君) 総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) あと2件でございます。

○議長(木村 修君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号 蓬田村道路線の認定の件

○議長(木村 修君) 日程第25、議案第19号蓬田村道路線の認定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(大川誠治君) 議案第19号、蓬田村道路線の認定の件。

道路法第8条第2項の規定により蓬田村道路線を別紙のとおり認定するものとする。

提案理由、村道の路線を認定するため提案するものであります。

次のページをお願いします。

路線名、3-3-34号線、起点、蓬田字汐越から終点、阿弥陀川字江利前沢山地内。

4-3-34号線、起点、蓬田字宮本から終点、蓬田字蓬田山地内。

6-3-13号線、起点、瀬辺地字田浦から瀬辺地字瀬辺地山地内。

以上の3路線になります。以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第23号 平成27年度蓬田村一般会計予算案

日程第27 議案第24号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第28 議案第25号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第29 議案第26号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第30 議案第27号 平成27年度蓬田村介護保険事業特別会計予算案

日程第31 議案第28号 平成27年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第32 議案第29号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第26、議案第23号平成27年度蓬田村一般会計予算案から日程第32、議案第29号平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第29号までの平成27年度各会計予算7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第33 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（木村 修君） 日程第33、請願第1号手話言語法制定を求める意見書採択の請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

日程第34 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願

○議長（木村 修君） 日程第34、請願第2号米価対策の意見書の提出を求める意見書採択の請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（木村 修君） 起立3名で過半数に達しておりません。念のため、本案に反対の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（木村 修君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案を採決いたします。

請願第2号については、議長は可決すべきものと決定いたします。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会

を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時40分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員